

書誌第103号追

瀬戸内海水路誌

追補第5

令和7年（2025）8月22日発行



海上保安庁

瀬戸内海水路誌

追補第5

この追補は、令和5年3月刊行の瀬戸内海水路誌の記載事項を更新するもので、令和7年4月25日までに入手した資料を基に編集したものです。

追補は、更新情報を記載した「本文」と、それを検索するため、ページ番号等を記載した「索引」から構成されています。

「索引」については、更新箇所の表題や港名等を記載し、ページ番号順に並べています。

「本文」については、本追補の更新箇所は、灰色背景で赤色文字にて示しています。

【】で囲んだ内容は、削除や差し替えを行うことを意味しています。

図の挿入等によりページ内に収まらない場合は、水路誌本誌とのページ番号を整合させるため、追補においては、便宜的に枝番号を付しています。

令和7年8月22日

海上保安庁海洋情報部

注 意

海上保安庁は、各国が発布した諸法規、宣言、海図及び水路通報・航行警報並びに船舶等からの視認報告のうち、船舶交通の安全の確保と海洋環境の保全という観点から、航海の安全及び環境保全に影響を与える可能性のある情報については、水路通報及び航行警報により周知するほか、海上保安庁の海図その他の航海用刊行物にも掲載するようにしています。

これらの情報を利用するにあたっては、海上保安庁によるこれらの情報提供は、航海の安全等のための利用を目的としており、その内容は日本政府がこれらの諸法規、宣言等を承認したことを意味するものではない点に留意してください。

ページ	更新箇所 (表題、港名等)	備考
9	航路標識	追補第4の当該ページは無効
10	航路標識	追補第4の当該ページは無効
87	牛窓港～宇野港	
101	来島海峡	追補第1の当該ページは無効
258	尾道糸崎港	
295	三田尻中関港	追補第1の当該ページは無効
297	宇部港	追補第1の当該ページは無効
297-1	宇部港	追補第1の当該ページは無効
298	宇部港	追補第1の当該ページは無効
299	小野田港	
301	苅田港	追補第1の当該ページは無効
309	大分港	追補第1の当該ページは無効
314	松山港	
317	関門港	
318	関門港	
328	関門港響新港区	追補第3の当該ページは無効
329	関門港若松区	
334	関門港若松区	
336	関門港小倉区	

口付近海域、明石海峡航路西側出入口付近海域、来島海峡航路西側出入口付近海域、釣島水道付近海域、音戸瀬戸付近海域及び大島瀬戸における経路が指定されている。

指定海図 海上交通安全法第44条に基づき、航路及び規制事項を記載した海上交通安全法指定海図を刊行している。指定海図は書誌第900号「水路図誌目録」に記載してある。

港則法の航路 特定港に出入するための航路で、和歌山下津港、徳島小松島港、阪南港、阪神港、東播磨港、姫路港、水島港、高松港、尾道糸崎港、新居浜港、広島港及び関門港にある（港則法第11条、同法施行規則第8条）。

定期旅客船航路 瀬戸内海の地理的な交通環境と観光地域としての性格から、沿岸諸港や諸島間に定期旅客船の航路網が行きわたっている。この航路は主航路に沿い、又はこれを横断している所もある。

信 号

航路管制信号 阪神港、水島港及び関門港の管制水路においては、港則法に基づく航行管制信号を、また、水島航路においては、海上交通安全法に基づく航路管制信号を行っている。

私設信号 和歌山下津港及び姫路港においては、係留施設の使用に関する私設信号が定められている（平成7年海上保安庁告示第34号「係留施設の使用に関する私設信号」）。

航路標識

港湾及び航路の整備などに伴い一時的に航路標識が設置、移転及び撤去されることがあるので、水路通報、航行警報及び安全通報などに注意する必要がある。

各港湾付近及び陸岸寄りの灯光による航路標識は、背後の灯火及び漁火などにより見えにくいことがある。

浮標式 日本国内では、IALA（国際航路標識協会）海上浮標式（B方式）を採用している。

水源 水源は、次のように定められている。

- 1 主航路から港湾に接続する航路は港湾側を、また港湾内における航路については、通常船舶が停止して荷役するところを水源とする。
- 2 IALA 海上浮標式による左舷標識及び右舷標識の方向の基準となる水源については、次表による。

水 域	水 源
港、湾、河川及びこれらに接続する水域	港若しくは湾の奥部又は河川の上流
瀬戸内海（関門海峡を含み、宇高東航路及び宇高西航路を除く）	阪神港
宇高東航路及び宇高西航路	宇野港

AIS 信号所 船舶のAIS（Automatic Identification System：船舶自動識別システム）受信機又はAIS重量表示が可能な航海用レーダやECDIS（Electronic Chart Display and Information System：電子海図表示システム）画面上に航行船舶の指標となる航路標識のシンボルマーク等を示すための電波を発射する施設であり、既存の航路標識にAIS局を併置した「リアル：Real」と実際には存在しない航路標識を航海用レーダ等に表示させる「バーチャル：Virtual」がある。

この水路誌の記載区域内には、次の24信号所がある。

信号所名	位 置	種 別	備 考
洲本沖	34° 21.3' N 135° 00.5' E	Real	洲本沖灯浮標に併置

明石海峡航路北東方	34° 36.3′ N 135° 04.9′ E	Virtual	
由良瀬戸北方	34° 17.9′ N 134° 58.8′ E	Virtual	
由良瀬戸南方	34° 16.0′ N 134° 58.8′ E	Virtual	
明石海峡航路中央	34° 37.4′ N 135° 00.6′ E	Real	明石海峡航路中央第2号灯浮標に併置
来島海峡航路西口A	34° 09.4′ N 132° 53.9′ E	Virtual	
来島海峡航路西口B	34° 09.6′ N 132° 55.1′ E	Virtual	
八島南方	33° 41.6′ N 132° 08.1′ E	Real	伊予灘航路第5号灯浮標に併置
伊予灘航路第2号	33° 44.1′ N 131° 53.9′ E	Virtual	
伊予灘航路第4号	33° 42.4′ N 132° 03.4′ E	Virtual	
伊予灘航路第6号	33° 42.8′ N 132° 13.0′ E	Virtual	
伊予灘航路第9号	33° 52.7′ N 132° 35.7′ E	Virtual	
周防灘航路第2号	33° 49.4′ N 131° 23.7′ E	Virtual	
周防灘航路第4号	33° 47.3′ N 131° 35.5′ E	Virtual	
周防灘航路第6号	33° 45.7′ N 131° 44.7′ E	Virtual	
西部石油宇部沖シーバース	33° 50.0′ N 131° 12.8′ E	Real	西部石油宇部沖シーバース灯に併置
関門航路東口	33° 56.8′ N 131° 03.0′ E	Real	下関南東水道第1号灯浮標に併置
関門航路西口	33° 59.8′ N 130° 53.1′ E	Real	関門航路第1号灯浮標に併置
関門港響灘洋上風力発電A11施設	33° 58.4′ N 130° 42.0′ E	Real	関門港響灘洋上風力発電A11施設灯に併置
関門港響灘洋上風力発電A15施設	33° 58.3′ N 130° 45.7′ E	Real	関門港響灘洋上風力発電A15施設灯に併置
関門港響灘洋上風力発電B2施設	33° 57.3′ N 130° 44.6′ E	Real	関門港響灘洋上風力発電B2施設灯に併置
関門港響灘洋上風力発電C1施設	34° 00.1′ N 130° 46.6′ E	Real	関門港響灘洋上風力発電C1施設灯に併置
関門港響灘洋上風力発電C4施設	33° 58.2′ N 130° 48.6′ E	Real	関門港響灘洋上風力発電C4施設灯に併置
ひびき灘沖浮体式洋上風力発電所	34° 03.2′ N 130° 43.4′ E	Real	ひびき灘沖浮体式洋上風力発電所施設灯に併置

第6章 水 先

水 先 区

水先区とは、水先法の適用される区域で、名称及び区域は政令で定めるものをいう（水先法第33条、同法施行令第3条）。また、水先人を乗り込ませなければならない港又は水域を強制水先区という（水先法第35条第1項、同法施行令第4条、同法施行規則第21条）。この水路誌の記載区域内にある水先区は、次表のとおりである。

水先区	区 域	強制水先区
和歌山下津	和歌山下津港の区域	
小松島	徳島小松島港小松島区の区域	
大阪湾	友ヶ島水道及び大阪湾（明石海峡及び付近を除く）	大阪湾区
内 海	瀬戸内海一帯（紀伊水道、大阪湾の一部及び関門海峡付近を除く）	大阪湾区（明石海峡及び付近）、備讃瀬戸区、来島区
関 門	関門港及び付近	関門区（港則法の響新港区、長府区及び新門司区を除く）

漁業（第1編 総記、第7章 航行に関する諸注意、漁業の項参照）

備讃瀬戸南航路と水島航路との接続部付近、備讃瀬戸北航路と水島航路との交差点付近及び六口島（34° 25.4′ N 133° 46.1′ E）付近において、2～9月（盛漁期：2～8月）、こませ網漁業が行われ、漁船が密集していることがある。

牛窓港～宇野港（海図W137^A、W1114）

概要 この航路は、付近の諸港間を往来する小型船のほか、宇野港に出入港する大型船も常用している。一般的には、井島（34° 29.6′ N 134° 01.0′ E）と筏島（34° 30.8′ N 134° 01.0′ E）との間、局《ツボネ》島（34° 29.0′ N 133° 59.5′ E）と京ノ上藤《キョウノジョウロウ》島（34° 29.4′ N 133° 58.9′ E）との間及び直島（34° 27.6′ N 133° 59.2′ E）と葛島（34° 28.4′ N 133° 57.3′ E）との間を航行して下津井瀬戸（34° 25.8′ N 133° 48.0′ E）に向かう。犬島諸島（34° 33.8′ N 134° 06.1′ E）の周囲は危険な暗礁などが多い。

目標

地物名	概位	備考
千振島	34° 31.8′ N 134° 09.6′ E	東端に灯台がある。航路南側の好目標
犬島諸島	34° 33.8′ N 134° 06.1′ E	犬島（東部に遠望顕著な赤レンガ造りの6煙突がある）、犬ノ島（4白色煙突は遠望顕著）などがある。
出崎	34° 30.7′ N 134° 00.2′ E	南東方に突出する台形の小半島端、2架空線鉄塔及び立標がある。
筏島	34° 30.8′ N 134° 01.0′ E	西端に灯台がある。北方至近に高さ12mの尖った岩がある。
井島	34° 29.6′ N 134° 01.0′ E	高さ157m（団子山）、南端に灯台がある。
京ノ上藤《キョウノジョウロウ》島	34° 29.4′ N 133° 58.9′ E	頂（高さ84m）の両側は石材切り出しにより著しく崩れて薄い褐色を呈している。南東端に灯台がある。
局《ツボネ》島	34° 29.0′ N 133° 59.5′ E	高さ76m、東側に六郎島がある。

架空線

	概位	本数	高さ（m）
牛ヶ首島～中山	34° 30.3′ N 133° 58.5′ E	1	13
中山～喜兵衛島	34° 30.2′ N 133° 58.5′ E	2	西側8.5、東側11
喜兵衛島～杵島	34° 29.9′ N 133° 58.5′ E	1	約18

岡山水道（海図W155）

概要 児島半島の北東側から入り込んで岡山港に至る長さ約5M、幅約0.5Mの水道である。水道内は、大部分が水深5m未満である。

目標

地物名	概位	備考
米崎	34° 34.6′ N 134° 02.8′ E	灯台がある。
切石鼻〔立石〕	34° 35.2′ N 134° 03.3′ E	水道の入口であり、水道を横断する架空線がある。
4煙突	34° 36.0′ N 134° 02.8′ E	外波崎付近にある工場内、高さ各38m

4 小島と来島(34° 07.1′ N 132° 58.2′ E)間の水道では南東、北西に流れ、最強流速は8knに達し、転流は中水道より約15分早い。

なお、北西流時には強流域が来島に接近する。

潮流信号 大浜潮流信号所(34° 05.4′ N 132° 59.3′ E、来島海峡海上交通センターに併設)、来島長瀬ノ鼻潮流信号所(34° 06.6′ N 133° 02.0′ E)、津島潮流信号所(34° 09.1′ N 132° 59.5′ E)及び来島大角鼻潮流信号所(34° 08.4′ N 132° 56.5′ E)において、次表のとおり電光表示盤により潮流の流向、流速の現状等の情報を知らせている。詳細は、書誌第411号「灯台表第1巻」、「潮流信号表」及び「潮流信号所」参照。

表示	内 容
S	南流(安芸灘から燧灘の方へ流れる潮流)
N	北流(燧灘から安芸灘の方へ流れる潮流)
0~13	流速(kn)
↑	今後流速が速くなる
↓	今後流速が遅くなる
⇓	転流約1時間前から転流までの間
×	転流期(転流前約20分から転流後約20分までの間)

また、海上保安庁海洋情報部ウェブサイトにおいて、潮流シミュレーションに基づいた任意の時刻における来島海峡の潮流の速さ及び向きを分布を図示できる「来島海峡潮流情報」を公開している。

URL https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/kurushima_tidal_current/internet_currpred/Kurushima/htmls/select_areamap.html

海難 来島海峡は潮流の流向が複雑で流速は速く、さらに1日の平均通航船舶数は約500隻に及ぶ航海の難所であり、衝突海難、乗揚げ海難が多く発生している。また、南流時の東西航路出入口付近は、航路への出入航船舶が交差することとなるので、他船の動静に十分な注意が必要である。さらに西口は、宮ノ窪瀬戸、大下瀬戸方面等の出入航船舶も加わるため、特に注意を要する(第27図参照)。

来島海峡における衝突、乗揚げの特徴等

1 海難の傾向

夕刻に阪神方面や九州方面を出航した船舶は、瀬戸内海を東西方向に航行して23時～翌日2時ころに来島海峡に到達する。そのため、来島海峡では深夜に通航船舶が輻輳し、そのピークとなる1～2時ころに海難が集中している。

2 海域別発生状況(第25-1図参照)

(1) 来島海峡航路西口付近海域の衝突

南流時の来島海峡航路西口付近海域では、針路交差点及び変針点が重なり避航動作などにより複雑な船舶交通流が発生し、衝突沈没海難が発生している。

特に、釣島水道から航路西口向け北上する船舶は、航路西口から釣島水道向け右側航行に移行する船舶及び航路西口からクダコ水道向け航行する船舶との針路交差に、また、航路西口の出航船は、釣島水道方向から北上する船舶との針路交差に十分な注意が必要である。

(2) 馬島南東岸への乗揚げ

北流時の中水道南口では、順潮に乗って馬島付近の南口に接近した際、中水道中央に向針する転舵

架橋 坊寺ヶ鼻 (34° 24.5' N 133° 13.1' E) の西方に、尾道水道を横断する尾道大橋 (高さ 34m) その西側至近に新尾道大橋 (高さ 36m) があり、御幸瀬戸南部を横断する向島大橋 (高さ約 13m) がある。

架空線 岩子島北端から対岸 (高さ 51m)、向島大橋の南側 (高さ約 22m) 及び第 6 区奥の和久原川河口付近 (34° 23.7' N 133° 05.2' E、高さ約 14m～約 17m) にそれぞれ架空線がある。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、尾道地区台風等対策委員会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：尾道海上保安部)

海事関係官公署

名 称	電 話 番 号
尾道海上保安部 (港長)	0848-22-2109
神戸税関福山税関支署尾道糸崎出張所	0848-23-2792
神戸植物防疫所広島支所尾道出張所	0848-22-6642
中国運輸局尾道海事事務所	0848-23-5235
広島県東部建設事務所	084-921-1311

引船 数隻ある。

通船 数隻ある。

補給 給水船、給油船がある。

修理

名 称	電 話 番 号
尾道造船 (株) 尾道造船所	0848-37-1111
今治造船 (株) 広島工場	0848-69-1200
向島造機 (株)	0848-44-0600
桑田船渠 (株)	0848-73-5115
(株) 高原造船所	0848-44-2605
向島ドック (株)	0848-44-0001

廃油処理施設

事 業 者 名	申 込 先	利用可能時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
ツネイシカムテックス (株)	業務部業務課 084-954-6700	24 時間	全種類	全種類

医療施設

名 称	電 話 番 号
尾道市立市民病院	0848-47-1155

海上交通 付近の島々との間に旅客船便及びカーフェリー便がある。また、尾道水道を横断する渡船が頻繁に運航されている。

目標

三田尻地区

地物名	概位	備考
竜ヶ崎	34° 01.3' N 131° 36.6' E	崎頂は竜山（高さ66m）
錦山	34° 00.4' N 131° 34.8' E	高さ354m、山頂付近にパラボラ塔がある。
煙突	34° 02.3' N 131° 35.0' E	高さ約106m、赤白塗
煙突	34° 02.1' N 131° 34.9' E	高さ104m、赤白塗

中関地区

西泊崎	33° 59.9' N 131° 32.7' E	北西方至近の山腹に灯台がある。
-----	--------------------------	-----------------

西浦泊地

楞巖寺《リョウゴンジ》 山	34° 03.9' N 131° 30.7' E	高さ370m
------------------	--------------------------	--------

水路

1 三田尻地区の竜ヶ崎西北西方0.4M付近から港奥の平和ふ頭に至る水路は、幅約110m、水深6.5～7.5mである。

2 中関地区の港口付近から港奥の中関岸壁に至る水路は、幅約230m、水深12～12.5mである。

両水路とも灯浮標で表示されているが、掘下げ水路のため水路の両側は浅くなっているため注意を要する。

航泊制限 港内を航行中の一般船舶は引火による事故を防止するため、港内停泊中の引火性危険物積載タンカーから30m以内の海域への立ち入りが港長により禁止されている。

錨地 三田尻地区の水路西側と中関地区の水路を挟んだ南北に、船型に応じた錨地がある。

港湾施設

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
築地4号岸壁	34° 02.2' N 131° 35.5' E	260	7.5	5,000×2	
築地3号岸壁		180	5.5	2,000×2	
築地4号物揚場	34° 02.3' N 131° 35.5' E	600	4	500t級	
築地3号物揚場	34° 02.1' N 131° 35.2' E	120	4	500t級	
築地1号岸壁	34° 02.0' N 131° 35.3' E	240	5.5～6	2,000×3	
築地2号岸壁		130	6.5～7.5	5,000×1	
中関1号岸壁	34° 00.8' N 131° 33.8' E	360	5.5	2,000×4	
中関2号岸壁	34° 00.5' N 131° 33.7' E	520	7.5～8	5,000×4	移動クレーン
中関3号岸壁	34° 00.4' N 131° 33.5' E	480	12	30,000×2	

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、台風・津波等船舶災害防止対策検討委員会三田尻中関港分科会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。（問合せ先：徳山海上保安部）

海象 海上はおおむね平穏である。台風の際には、しばしば高潮が発生する。

水先 内海水先区水先人会に要請する。(第1編第6章 水先の項参照)

~~宇部興産6号岸壁への入港船における水先人の乗船位置は、次のとおりである。~~

- ~~1 東方面からの入港船 (概位：33° 51.2' N 131° 15.2' E)~~
- ~~2 宇部港沖錨泊船及び南方面からの入港船 (概位：33° 50.5' N 131° 13.8' E)~~
- ~~3 西方面からの入港船 (概位：33° 53.1' N 131° 08.8' E)~~

目標

地物名	概位	備考
煙突	33° 57.1' N 131° 14.0' E	高さ164m、灰色塗、化学工場構内
煙突	33° 56.9' N 131° 14.1' E	赤白塗、セメント工場内
煙突	33° 56.4' N 131° 11.0' E	高さ125m、赤白塗、石油会社構内
本山岬	33° 55.8' N 131° 10.8' E	先端は険しいがけ

水路 港則法上の航路はないが、各泊地に至る4水路がある。

- 1 内港に至る水路は可航幅約240m、水深約13mである。
- 2 東港に至る水路(宇部港東導灯(33° 56.2' N 131° 15.2' E、2灯一線058.2°)により表示)は可航幅約110m、水深5~9mである。
- 3 工業運河入口に至る水路は可航幅約100m、水深2.5~4.5mである。
- 4 港内西端の西部石油専用棧橋及びセメント西沖の山棧橋に至る水路は、可航幅約140m、水深約7.5mである。

いずれの水路も数基の灯浮標で表示されている。また、水路以外は主に冬季において、養殖施設が多数設置されている。

錨地 港城南端の本山灯標(33° 52.9' N 131° 15.0' E)の西北西方1.6M付近に檢疫錨地がある。

1,000t未満の危険物積載船は、宇部港西防波堤灯台(33° 56.3' N 131° 13.9' E)の南西方1M付近に停泊場所が指定されている。

航行上の注意 山口宇部空港西側及び東側には航空法に基づく航空機進入表面区域が設定されている。

(問合せ先：山口県山口宇部空港事務所 TEL0836-21-5841)

港湾施設

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
芝中東岸壁	33° 56.1' N 131° 14.9' E	162	7.5~8	10,000×1	クレーン
芝中西1号岸壁	33° 55.9' N 131° 13.9' E	270	13	50,000×1	
芝中西2号岸壁	33° 56.0' N 131° 14.0' E	240	12	30,000×1	
芝中1号岸壁	33° 56.3' N 131° 14.2' E	185	8.5	15,000×1	
芝中2号、3号岸壁	33° 56.3' N 131° 14.3' E	260	6~7.5	3,000×2	
恩田岸壁	33° 56.4' N 131° 14.7' E	240	4.5	700×4	
港町ふ頭	33° 56.6' N 131° 14.6' E	240	3~4	500×4	
新町1号、2号岸壁	33° 56.9' N 131° 14.4' E	260	5~6.5	5,000×2	
新町3号岸壁	33° 56.8' N 131° 14.5' E	90	3~4	2,000×1	
沖の山1号岸壁	33° 56.7' N 131° 14.1' E	185	7.5~9.5	15,000×1	

沖の山2号岸壁		185	8~8.5	15,000×1	
沖の山6号岸壁	33° 56.5' N 131° 14.0' E	325	15	90,000×1	

※上表のほか、会社専用の係船施設がある。

架橋 西港港口に興産大橋（高さ約25m）がある。

架空線 栄川運河の南口（高さ32m）と中央部に2架空線（高さ52m及び28m）、工業運河に（高さ44m）がある。

最大入港船舶 2017年7月、73,583tの船舶が沖の山6号岸壁に着岸した。

台風・津波等の異常気象時の対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、宇部・山陽小野田地区港内異常気象対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。（問合せ先：宇部海上保安署）

海事関係官公署

名 称	電 話 番 号
宇部海上保安署（港長）	0836-21-2410
門司税関下関税関支署宇部出張所	0836-21-7391
山口県宇部港湾管理事務所	0836-31-3311

引船 引船（最大4,400PS）がある。

通船 通船が多数ある。

補給 小型給油船がある。

廃油処理施設

事 業 者 名	申 込 先	利用可能時間	処理する廃油の種類	
			廃 重 質 油	廃 軽 質 油
西 部 石 油 (株)	0836-88-1111	0800～1700	ビルジ・水バラスト・ タンク洗浄水	水バラスト・タンク洗 浄水

医療施設

名 称	電 話 番 号
山口大学医学部附属病院	0836-22-2111
尾中病院	0836-31-2133

小 野 田 港 (33° 58.2' N 131° 09.5' E) (海図W1135) (JP OND)



(2021年10月撮影)

港種 港則法適用港・重要港湾

概要 宇部港の西隣にあり、石炭及びセメント関係の貨物を運搬する船舶の出入りが多い。この港の北西方至近に**厚狭港** (34° 00.0' N 131° 08.6' E、港則法適用港) (JP ASA) がある。

入港上の注意 9月から翌年4月までの間、港内沿岸部の広い範囲で海苔網が設置されるため、注意が必要である。

目標

地物名	概位	備考
煙突	33° 58.1' N 131° 09.8' E	高さ208m、灰色塗、付近のタンクも顕著

水路 本山岬 (33° 55.8' N 131° 10.8' E) の西方約2.5Mの小野田港第1号及び第2号灯浮標間から北東方約3Mの南・北両防波堤間に至る水路 (最小幅約100m、水深3.5~8m) があり、灯浮標により表示されている。水路の両側は急に浅くなっている所がある。また、水路以外は主に冬季において養殖施設が多数設置されている。

港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
公共岸壁1号	33° 58.4' N 131° 10.3' E	90	3~4	1,000×1	
公共岸壁2号	33° 58.4' N 131° 10.2' E	130	4~5	5,000×1	前面に陰悪地がある。
公共岸壁3号	33° 58.3' N 131° 10.1' E	180	3.5	2,000×2	
物揚場	33° 58.4' N 131° 10.5' E	340	3.5~4	500t級	前面に陰悪地がある。
東沖岸壁	33° 58.5' N 131° 09.7' E	185	4~8	10,000×1	

※上表のほか、会社専用の係船施設がある。

台風・津波等の異常気象時の対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、宇部・山陽小野田地区港内異常気象対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：宇部海上保安署)

補給 小型給油船がある。

修理

名称	電話番号
太陽造船(株)	0836-83-2362

廃油処理施設

事業者名	申込先	利用可能時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
都市産業(株)	0836-83-2830	0800~1700	全種類	全種類

医療施設

名称	電話番号
山口労災病院	0836-83-2881

港湾施設

名 称	概 位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
本港4号岸壁	33° 47.4' N 130° 59.5' E	386	3~4.5	700×6	移動クレーン
本港5号岸壁	33° 47.7' N 130° 59.6' E	150	2.5~4.5	2,000×2	クレーン
本港6号岸壁		110	5.5~6.5	3,000×1	
本港7号岸壁	33° 47.7' N 130° 59.7' E	130	5.5~6	5,000×1	
本港10号岸壁		370	8~10.5	10,000×2	
本港13号岸壁	33° 47.7' N 131° 00.0' E	260	11.5~13	40,000×1	移動クレーン
南港4号岸壁	33° 46.5' N 130° 59.7' E	440	1~4.5	700×7	
南港7号A岸壁	33° 46.6' N 130° 59.9' E	130	7.5	5,000×1	
南港フェリーA岸壁	33° 46.4' N 130° 59.9' E	195	6.5~7.5	7,500×1	
南港7号D岸壁	33° 46.5' N 131° 00.0' E	230	7.5	5,000×1	
南港7号B岸壁	33° 46.3' N 130° 59.9' E	260	7.5	5,000×2	
南港5号岸壁	33° 46.3' N 131° 00.0' E	360	5	2,000×4	
南港7号C岸壁	33° 46.3' N 131° 00.2' E	130	7.5	5,000×1	
南港10号岸壁	33° 46.6' N 131° 00.6' E	340	10	10,000×2	
松山ドルフィン	33° 48.0' N 131° 00.3' E	580	6.5~10	10,000×2	
松山木材岸壁	33° 48.0' N 131° 00.0' E	185	9.5~10	10,000×1	

※上表のほか、会社専用の係船施設がある。

架橋 新北九州空港連絡橋（高さ約19m）がある。

架空線 本港北部の本港岸壁から同岸壁の北側にある木材岸壁付近の間に架空線（高さ約49m）がある。

最大入港船舶 2010年以降、71,178tの外国船舶が入港している。

台風・津波等の異常気象時の対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、苅田港自然災害対策委員会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。（問い合わせ先：苅田海上保安署）

荒天時の注意 門司海上保安部では、北九州空港周辺海域における荒天時の走錨に起因する海難を防止するため、次のとおり錨泊の自粛を指導している。

対象船舶：総トン数100t以上の船舶

自粛海域：北九州空港進入灯橋先端（33° 51.9' N 131° 01.9' E）及び新北九州空港連絡橋橋梁灯（C2灯）（33° 49.4' N 131° 01.3' E）から3M以内の海域

自粛期間：福岡県京都郡苅田町において暴風又暴風雪警報が発表された時から、同警報が解除されるまでの間

（問合せ先：門司海上保安部、苅田海上保安署）

海事関係官公署

名 称	電 話 番 号
苅田海上保安署	093-436-3356
門司税関苅田出張所	093-436-1458
福岡県苅田港務所	093-434-0585

引船 引船（3000~4400PS）がある。

補給 給水船及び給油船がある。

公共1・2号岸壁	33° 14.9' N 131° 46.5' E	260	7.5	5,000×2	
公共3～5号岸壁		270	5～5.5	2,000×3	

※上表のほか、会社専用の係船施設がある。

シーバース 港内には多数のシーバースがある。

架空線 乙津泊地の奥（高さ63m）、小中島川（高さ約17mと約22m）及び大野川（高さ22m）に架空線がある。

台風・津波等の異常気象時の対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、大分港等異常気象対策委員会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。（問合せ先：大分海上保安部）

海事関係官公署

名 称	電 話 番 号
大分海上保安部（港長）	097-523-2197
福岡出入国在留管理局大分出張所	097-536-5006
門司税関大分税関支署	097-521-2691
福岡検疫所大分・佐賀関出張所	097-521-2394
門司植物防疫所鹿児島支所大分出張所	097-521-2690
九州運輸局大分運輸支局	097-503-2011
大分県大分土木事務所大分港振興室	097-558-5111

引船 引船が多数ある。

通船 通船があり、乙津川河口東岸の船だまりから発着する。

補給 給水船、給油船がある。

医療施設

名 称	電 話 番 号
大分医療センター	097-593-1111
大分県立病院	097-546-7111

海上交通 西大分泊地に阪神港とのカーフェリー便がある。また、別府湾内を周遊するホバークラフト便がある。

西垣生泊地

垣生3号岸壁	33° 48.9' N 132° 41.6' E	272	3~4.5	2,000×3	前面に険悪地がある。
垣生4号岸壁	33° 48.8' N 132° 41.2' E	370	9~9.5	10,000×2	前面に険悪地がある。

※上表のほか、会社専用の係船施設がある。

注意 高浜瀬戸南口付近は、入出港船や高浜瀬戸通峽船が多く、行会、横切り関係となることが多い。

最大入港船舶 2019年6月3日、旅客船「Diamond Princess」(115,875 t、喫水8.05m)が外港第1ふ頭2号岸壁に着岸した。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、松山港自然災害防止対策委員会が設置されており、在港船舶等に対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：松山海上保安部)

海事関係官公署

名 称	電 話 番 号
松山海上保安部(港長)	089-951-0553
高松出入国在留管理局松山出張所	089-932-0895
神戸税関松山税関支署	089-951-0301
広島検疫所松山出張所	089-951-0068
神戸植物防疫所坂出支所松山出張所	089-951-2418
四国運輸局愛媛運輸支局	089-956-9951
松山市都市整備部空港港湾課松山港務所	089-951-2148

引船 引船がある。

通船 通船が数隻あり、三津浜栈橋から不定期に発着する。

補給 給水船、給油船がある。

修理 大型船用のほかに小型船(350 tまで)用の造船所がある。

名 称	電 話 番 号
(有)角田造船所	089-952-1551
(株)大内造船所	089-997-1211

廃油処理施設

事業者名	申 込 先	利用可能時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
コスモ松山石油(株)	製品課 089-951-1111	0830~1700	ビルジ・水バラスト・タンク洗浄水	水バラスト・タンク洗浄水

医療施設

名 称	電 話 番 号
愛媛県立中央病院	089-947-1111

海上交通 **関門港**、呉港、広島港、柳井港及び付近島々との間に旅客船便またはカーフェリー便がある。

港則（航路記の関門海峡の項も参照のこと）

びよう泊の方法 （港則法施行規則 第36条）	港長は、必要があると認めるときは、関門港内にびよう泊する船舶に対し、双びよう泊を命ずることができる。
えい航の制限 （港則法施行規則 第37条）	船舶は、関門航路において、汽艇等を引くときは、第9条第1項（船舶は、特定港内において、他の船舶その他の物件を引いて航行するときは、引船の船首から被えい物件の後端までの長さは200メートルを超えてはならない）の規定によるほか、一縦列にしなければならない。
特定航法 （港則法施行規則 第38条）	1 船舶は、関門港においては、次の航法によらなければならない。 一 関門航路及び関門第二航路を航行する汽船は、できる限り、航路の右側を航行すること。 二 田野浦区から関門航路によろうとする汽船は、門司埼灯台（北緯33度57分44秒東経130度57分47秒）から67度1,980メートルの地点から321度30分に引いた線以東の航路から入航すること。 三 早瀬瀬戸を西行しようとする総トン数100トン未満の汽船は、前二号に規定する航法によらないことができる。この場合においては、できるだけ門司埼に近寄って航行し、他の船舶に行き会ったときは、右舷を相対して航過すること。 四 第一号の規定により早瀬瀬戸を東行する汽船は、前号の規定により同瀬戸を航行する汽船を常に右舷に見て航過すること。 五 潮流を遡り早瀬瀬戸を航行する汽船は、潮流の速度に4ノットを加えた速力以上の速力を保つこと。 六 若松航路及び奥洞海航路においては、総トン数500トン以上の船舶は航路の中央部を、その他の船舶は、航路の右側を航行すること。 七 関門航路を航行する船舶と砂津航路、戸畑航路、若松航路または関門第二航路（以下この号において「砂津航路等」という。）を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、砂津航路等を航行する船舶は、関門航路を航行する船舶の進路を避けること。 八 関門第二航路を航行する船舶と安瀬航路を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、安瀬航路を航行する船舶は、関門第二航路を航行する船舶の進路を避けること。 九 関門第二航路を航行する船舶と若松航路を航行する船舶とが関門航路において出会うおそれのある場合は、若松航路を航行する船舶は、関門第二航路を航行する船舶の進路を避けること。 十 戸畑航路を航行する船舶と若松航路を航行する船舶とが関門航路において出会うおそれのある場合は、若松航路を航行する船舶は、戸畑航路を航行する船舶の進路を避けること。 十一 若松航路を航行する船舶と奥洞海航路を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、奥洞海航路を航行する船舶は、若松航路を航行する船舶の進路を避けること。 2 第27条の2第1項及び第2項（航路における追い越し条件）の規定は、関門航路（関門橋西側線と火ノ山下潮流信号所（北緯33度58分6秒東経130度57分41秒）から130度に引いた線との間の関門航路（第40条第1項及び別表第4において「早瀬瀬戸水路」という。）を除く）において、船舶（第27条の2第2項を準用する場合にあっては、汽船）が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。
特定航法 （港則法施行規則 第39条）	汽艇等その他の物件を引いている船舶は、若松航路のうち、若松港口信号所から110度30分1,195メートルの地点から164度に引いた線と同信号所から223度1,835メートルの地点から311度30分に引いた線との間の航路を横断してはならない。

関門港

<p>航行に関する注意 (港則法施行規則 第40条)</p>	<p>1 総トン数 10,000 t (油送船にあっては、3,000 t) 以上の船舶は、早瀬瀬戸水路を航行しようとするときは、港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項 (同項第 3 号に掲げる事項は、早瀬瀬戸水路入口付近に達する予定時刻とする。) を通航予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。</p> <p>2 総トン数 300 t 以上の船舶は、若松港口信号所から 184 度 30 分 1,335m の地点から 349° に引いた線以西の若松航路 (以下この項及び別表第四において「若松水路」という。) を航行して入航し、または若松水路若しくは奥洞海航路を航行して出航しようとするときは、港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項 (同項第 3 号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては若松水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。) を、それぞれ入航予定日または運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。</p> <p>3 前二項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があったときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。</p>		
<p>縫航の制限 (同第 41条)</p>	<p>帆船は、門司区、下関区、西山区及び若松区を縫航してはならない。</p>		
<p>進路表示信号 (平成 7 年海上保安庁 告示第 35 号) 及び 船舶自動識別装置 の目的地に関する 記号 (平成 22 年海上 保安庁告示第 94 号)</p>	<p>信 号</p>	<p>目的地に関する 記号</p>	<p>信 文</p>
<p>1代・E</p>	<p>E</p>	<p>東口に向かって航行し、関門港 (響新港区、新門司区を除く。) を通過または出港する。</p>	
<p>1代・W・M</p>	<p>WM</p>	<p>西口の六連島東方に向かって航行し、関門港 (響新港区、新門司区を除く。) を通過または出港する。</p>	
<p>1代・W・S</p>	<p>WS</p>	<p>西口の馬島西方から白洲・白島南方に向かって航行し、関門港 (響新港区、新門司区を除く。) を通過または出港する。</p>	
<p>1代・W・A</p>	<p>WA</p>	<p>西口の馬島西方から藍島東方に向かって航行し、関門港 (響新港区、新門司区を除く。) を通過または出港する。</p>	
<p>田 野 浦 区</p>	<p>2代・T</p>	<p>T</p> <p>田野浦区の係留施設 (太刀浦係船岸壁及び太刀浦 1 号物揚場を除く) に向かって航行する。</p>	
	<p>2代・U・W</p>	<p>UW</p> <p>太刀浦係船岸壁 1 号から 6 号に向かって航行する。</p>	
	<p>2代・U</p>	<p>U</p> <p>太刀浦係船岸壁 7 号から 8 号に向かって航行する。</p>	
	<p>2代・U・S</p>	<p>US</p> <p>太刀浦係船岸壁 9 号から 29 号に向かって航行する。</p>	
	<p>2代・U・E</p>	<p>UE</p> <p>太刀浦係船岸壁 30 号から 42 号及び太刀浦 1 号物揚場に向かって航行する。</p>	
<p>門 司 区</p>	<p>2代・M</p>	<p>M</p> <p>門司区の係留施設に向かって航行する。</p>	
<p>下 関 区</p>	<p>2代・S</p>	<p>S</p> <p>下関区の係留施設に向かって航行する。</p>	
<p>西 山 区</p>	<p>2代・N</p>	<p>N</p> <p>西山区の係留施設 (福浦湾の係船施設を除く) に向かって航行する。</p>	
	<p>2代・N・F</p>	<p>NF</p> <p>西山区の福浦湾の係船施設に向かって航行する。</p>	
<p>小 倉 区</p>	<p>2代・K・A</p>	<p>KA</p> <p>高浜船だまり、砂津兼松油槽小倉油槽所オイル・LPG 共用棧橋またはオイル専用棧橋に向かって航行する。</p>	
	<p>2代・K・S</p>	<p>KS</p> <p>砂津泊地または紫川泊地の係留施設に向かって航行する。</p>	
	<p>2代・K・H</p>	<p>KH</p> <p>日明泊地または日明北泊地の係留施設に向かって航行する。</p>	

第2節 関門港{九州側}

5 響新港区 (33° 59.0' N 130° 45.0' E) (海図W201、W1266、W1267) (JP HBK)



(2021年10月撮影)

概要 藍島の西北西方約3.7Mにある白島《シラシマ》の男島東側を含む付近海域から、南方の陸岸までを港区としている。港区内には風波を遮るものはない。響泊地東側にある響灘水路（中央部の水深は4.5～5m）で若松区第4区に隣接する。

響泊地東側にLNG受入基地が整備されている。同泊地の北九州港響灘西6号岸壁には最大16万トン級の大型客船の受入れがある。

響灘東防波堤の東側の海域において、新たな処分場建設のため、護岸築造工事が実施されている。

航行上の注意 男島の北方約2M (34° 03.2' N 130° 43.5' E) に浮体式風力タービン（黄灯付き、霧信号所併設、AIS信号を常時発射）が設置されている。

この施設の周囲には、係留アンカーと係留チェーンが設置されている。また、施設から南方の響新港区の陸岸に至る間に、海底線（電力）が敷設されている。なお、海底電力線は、浮体式風力タービンの位置から約200mの間は、水面下に浮遊するように設置されている。

このため、付近を航行する船舶は、注意を要する。

入港上の注意 女島の南南東方約1Mに水深3.8mの浅瀬、同南南東方約2Mに中瀬（水深4.4m）、同瀬の東南東方約1Mに丸山出シ (33° 58.1' N 130° 45.1' E、水深3.8m、東側に灯浮標がある。) がある。八幡岬 (33° 56.1' N 130° 43.7' E) の北北東方約1.1Mに横瀬（水深2.4m、北側に灯浮標がある）がある。藍島南西方約1.3Mの白洲 (33° 59.0' N 130° 47.5' E、灯台がある。) 周辺には浅瀬がある。

南部には、港区を東西に横切る内航船の常用航路があり、2,000トン級以下の船舶の通航が多い。

目標

地物名	概位	備考
2タンク	33° 55.9' N 130° 46.7' E	白色塗、LNG基地構内

港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
響灘西1・2号岸壁	33° 56.0' N 130° 46.1' E	160	5	—	
響灘西3・4号岸壁		340	10	15,000×2	
響灘西5・6号岸壁	33° 56.0' N 130° 45.9' E	701	15	100,000×2	

※上表のほか、会社専用の係船施設がある。

シーバース 男島の北東側に白島国家石油備蓄シーバース (34° 01.3' N 130° 44.3' E) がある。

架橋 響灘水路を横断する新響灘大橋 (高さ 12m) 及び響灘大橋 (高さ 12m、港区境界) がある。

架空線 響灘大橋の両側に架空線 (高さ西側約 20m、東側 19m) がある。

補給 給油船、給水船がある。

6 若松区 (33° 55.4' N 130° 52.3' E) (海図W1263、W1264、W1265) (JP KNM)



(2021年10月撮影)

概要 関門港の南西部にあり、港区主要部をなす洞海《ドウカイ》湾は、狭長で深く入り組んでおり、多数の港湾施設が密集している。港内には工場が多い。若松区は第1区～第6区の6港区に分かれ、戸畑航路、若松航路、奥洞海航路及び安瀬航路の4航路がある。若戸大橋の北側約0.3M及び約2Mに洞海湾を横断する海底トンネルがある。響灘水路で響新港区に隣接する。

台風時の注意 台風時には、小型船やはしけなどが避泊し、密集する。

目標

地物名	概位	備考
8タンク	33° 55.1' N 130° 52.0' E	水色塗、LNG基地構内
3煙突	33° 55.5' N 130° 50.9' E	高さ206m、123m、各赤白塗及び高さ202m灰色塗、発電所及び製鉄所構内
若松港口信号所	33° 56.4' N 130° 50.7' E	電光表示盤が顕著
牧山	33° 53.3' N 130° 48.7' E	高さ75m、信号所がある。

航路

- 1 関門航路から分岐して八幡泊地に至る若松航路は水深8.5～10mである。
- 2 関門航路から分岐して製鉄戸畑泊地に至る戸畑航路は水深12～17mである。
- 3 若松航路から分岐して洞海湾奥部に至る奥洞海航路は水深8～10mである。
- 4 関門第2航路から安瀬泊地に至る安瀬航路は水深約13mである。

航路はそれぞれ多数の灯浮標及び灯標で表示されている。航路を外れると急に浅くなるので注意を要する。洞海湾内、特に奥洞海航路においては、浅水影響及び側壁影響に十分留意する必要がある。

若松航路と奥洞海航路の接続部付近は、葛島に遮られて見通しが悪く、八幡泊地及び奥洞海航路から出航する船舶が行き会う場合、直前まで相互に視認することが困難である。

信号 若松港口信号所から184.5度、1,335mの地点から349度に引いた線以西の若松航路（以下この項及び事前通報の項において「若松水路」という）、奥洞海航路及び若松区（第5区及び第6区を除く）におい

い。また、岸壁が航路至近に迫っているところが多いので、航行船は停泊船及び離着岸作業中の船舶に注意する必要がある。

2 若戸大橋の南側の両岸には、若松航路を横断する渡船の浮棧橋があり、頻繁に離発着している。

港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
安瀬公共岸壁	33° 56.7' N 130° 48.8' E	450	5.5	1,000 t 級	
響灘南公共岸壁 0～3号	33° 55.9' N 130° 49.7' E	615	9～10	10,000×1 6,000×2	
同1号ドルフィン		429	-	10,000×2	
北湊公共岸壁1～8号	33° 55.0' N 130° 48.7' E	620	2.5～5	600×7	
若松公共岸壁4・5号	33° 53.8' N 130° 48.3' E	354	5.5～6.5	4,000t×2	
若松公共岸壁6～8号		269	4～5	1,000t×3	
二島公共岸壁1・2号	33° 52.9' N 130° 45.9' E	250	5.5～8	3,500×1 1,000×1	
若松堀川公共岸壁1～4号	33° 52.6' N 130° 44.9' E	380	4.5～5.5	1,000×4	
黒崎公共岸壁1・2号	33° 52.8' N 130° 46.6' E	331	8	4,000×2	
黒崎公共岸壁3～7号		310	4～5	400×5	
新川公共岸壁	33° 53.8' N 130° 48.8' E	350	5.5～7	7,000t×2	
戸畑天籟寺岸壁	33° 53.9' N 130° 48.9' E	94	-	2,000t×1	
戸畑公共岸壁6～8号	33° 54.2' N 130° 49.2' E	306	4.5～5.5	2,000t×3	漁港岸壁
戸畑公共岸壁3・4号	33° 54.3' N 130° 49.3' E	230	6～7.5	3,000t×2	
戸畑公共岸壁5号		160	8～9	10,000t×1	
戸畑公共岸壁1・2号	33° 54.3' N 130° 49.4' E	170	4～5.5	2,000t×2	川代岸壁
堺川公共岸壁1～5号	33° 54.4' N 130° 50.9' E	316	1～7	400t×5	
堺川公共岸壁6・7号		260	7	3,500×2	西側北部

※上表のほか、会社専用の係船施設がある。

架橋 第4区南部に戸畑側と若松側を結ぶ若戸大橋（高さ38～42m）がある。

架空線 響灘水路の第4区と響新港区との境界付近に架空線（高さ19m）がある。

~~最大入港船舶——2003年11月29日、NSS DYNAMIC（233,584D/W、喫水16m）が製鉄戸畑泊地の岸壁に着岸した。~~

引船 引船が数隻ある。

通船 通船が数隻ある。

補給 主な公共用係船岸壁で給水ができる。また、給水船、給油船がある。

修理 数社の造船所がある。

海上交通 若戸大橋の南方至近に戸畑側と若松側とを結ぶ渡船がある。

日明東1・2号岸壁	33° 54.1' N 130° 52.6' E	330	7~7.5	3,500×2	
日明東3~6号岸壁		805	9.5~11.5	14,000×4	
日明東7号岸壁		220	12	22,000×1	
日明北1号岸壁	33° 54.4' N 130° 52.6' E	321	5	1,000×2	
日明北2~6号岸壁		500	4.5~5	1,000×5	

引船 引船が数隻ある。

通船 通船が数隻ある。

海上交通 松山港との間にカーフェリー便が、藍島及び馬島との間に旅客船便があり、浅野岸壁から発着している。

8 門 司 区 (33° 56.2' N 130° 56.5' E) (海図W1262、W1263) (JP KNM)



(2021年10月撮影)

概要 関門港の中央部にあり、国際貿易港として発展してきた。近年では観光地として港湾周辺の整備が行われている。

潮流 白木埼(33° 56.3' N 130° 56.8' E)以東の沿岸の小区域を除けば、早瀬瀬戸中央部における転流(東流から西流)の約1時間前後以外は、常に北東方へ流れる。流速は門司区西海岸1、2号岸壁付近では西流最強時に1.5~2kn、東流最強時には1kn以下である。

目標

地物名	概位	備考
著屋	33° 56.9' N 130° 57.8' E	高さ約127m、31階建て、濃灰色。マンション
2無線塔	33° 56.3' N 130° 57.5' E	広石山山頂付近
関門海峡海上交通センター	33° 53.8' N 130° 55.1' E	高さ約60m、白塗り。

錨地 門司区内の白木埼付近以東の岸壁の沖合は、底質貝がら混じりの砂で錨かきも良く、早瀬瀬戸の潮待ち船等の泊地になっている。500t未満の船舶の錨泊は沿岸付近に限られている。

錨地内には、危険物積載船は錨泊できない。

関門トンネル(鉄道)の九州側の長さ300m間は投錨が禁止されている。

港湾施設 門司区には数か所の船だまりがある。